

第 19 号議案

足立区ボランティア施設条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区ボランティア施設条例の一部を改正する条例
足立区ボランティア施設条例（昭和 62 年足立区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表足立区西綾瀬ボランティアセンターの項を削る。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

足立区西綾瀬ボランティアセンターを廃止する必要があるので、この条例案を提出いたします。